

年 月 日

佐賀県知事 様

(申請者の住所若しくは居所
又は特定非営利活動法人の名称)

申請者名又は代表者名
電話番号

㊟

補正できるのは申請から2週間
以内です。

補正書

年 月 日に申請した[補正する書類の種類]について不備がありましたので、特定非営利活動促進法第10条第3項(同法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。)の規定により、下記のとおり補正を申し立てます。

記

- 1 補正の内容
- 2 補正の理由

補正することができるのは、客観的に明白な誤記、誤植又は脱字に係るものであって、内容の同一性を失わない範囲での軽微なものに限ります。

備考

- 1 [補正する書類の種類]には、申請書の場合にあっては、その申請書の名称(「設立認証申請書」等)を、申請書に添付された書類の場合にあっては、当該申請書の名称及び当該書類を特定することができる文言(「設立認証申請書に添付する法第10条第1項第1号の書類」等)を記載すること。
- 2 「補正の内容」には、補正する箇所について、補正後と申請段階の記載の違いを明らかにした対照表を記載すること。
- 3 補正書には、補正後の書類各1部を添付すること。ただし、以下の書類について補正を行う場合は、補正後の書類各2部を添付すること。
 - (1) 定款
 - (2) 役員名簿(役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。)
 - (3) 設立趣旨書又は合併趣旨書
 - (4) 設立若しくは合併当初の事業年度又は定款変更の日の属する事業年度及びこれらの翌事業年度の事業計画書
 - (5) 設立若しくは合併当初の事業年度又は定款変更の日の属する事業年度及びこれらの翌事業年度の活動予算書